

福島県防災会議幹事会議議事録

令和6年2月26日（月）13時30分～
県庁北庁舎2階危機管理センター「災害対策本部会議室」

開会

事務局：災害対策課 壁谷主任主査

定刻となりましたので、ただいまより、福島県防災会議幹事会議を開催いたします。
県の附属機関の会議は、原則として公開で行うこととされており、本会議も公開で行いますので、御了承いただきますようお願いいたします。
会議に先立ちまして、福島県危機管理部政策監鈴木より御挨拶を申し上げます。

鈴木危機管理部政策監

はい、皆さんこんにちは。デスクマイクを使うようなので、着座にて、失礼します。
福島県防災会議幹事会議の開催に当たりまして御挨拶を申し上げます。
本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
皆様には、日頃から本県の災害対策はもとより、東日本大震災及び原発事故からの復興復興に向けて、多大なる御尽力、御協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして、心より厚く御礼を申し上げます。
近年、全国で災害が頻発化、激甚化しております。元日には、最大震度7が観測されました能登半島地震が発生して、石川県では、建物倒壊等により200人以上の方が亡くなるとともに、現在も多くの方が避難所生活を送っております。
本県においても、昨年9月の台風第13号に伴う大雨災害では、県内で初めて線状降水帯が観測され、1名の方が亡くなられたほか、いわき市、南相馬市を中心に、住宅、道路、河川、農地等が大きな被害を受けました。
県では、被災地への応援職員派遣や、災害救助法による救助の実施など、被災された方の1日も早い生活再建に向け、市町村や関係機関と連携して、災害対応に努めてまいりました。
一方で、8月には、郡山市において、県総合防災訓練を実施し、関係機関との連携強化を図ったほか、9月には防災イベントを開催するなど、県民の防災意識の向上に取り組んでいるところです。
今後とも、様々な災害に迅速かつ的確に対応し、県民の安全安心を確保するためには、関係機関相互の連携が極めて重要であります。
皆様には引き続き、一層の御支援、御協力を賜りますようお願いをいたします。
本日御審議いただきます事項は、福島県地域防災計画、一般災害対策編、地震津波災害対策編、事故対策編、及び原子力災害対策編の修正案であります。

主な内容は、国の防災基本計画の修正に伴う災害中間支援組織の育成・強化、役割分担の明確化や、旅客船の総合的な安全安心対策の強化に係る修正案であります。

皆様には、忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

審議事項 ア 福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）の見直しについて

事務局：災害対策課 壁谷主任主査

それでは議事に入ります。

本日の議長は福島県危機管理部政策監が務めさせていただきます。それではよろしくお願いたします。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい。では、暫時議長を務めさせていただきますので、御協力よろしくお願いたします。

それでは、早速議事に入ります。（１）審議事項のアについて災害対策課長に説明をさせます。

事務局：災害対策課 工藤課長

災害対策課長でございます。

私から、審議事項ア、福島県地域防災計画、一般災害対策編及び地震津波災害対策編の見直しについて御説明いたします。

資料の１－１、福島県地域防災計画の修正の概要の方をご覧ください。今回の見直しは、大きく五つございます。

一つ目が国の中央防災会議が定める防災基本計画の修正事項を反映させるもの。二つ目が令和６年度能登半島地震の課題を踏まえた修正。三つ目が日本海溝千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正。四つ目が施策の進展等を踏まえた修正。五つ目がその他の修正事項でございます。

それでは今回の修正事項の主なものについて、資料１－１、修正の概要の項目の順に、資料の１－２及び資料の１－３の新旧対照表を用いて、説明をいたします。

まず一つ目、国の防災基本計画の修正事項の反映についてでございます。資料１－１の１の①番、都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化についてです。

資料１－２、福島県地域防災計画一般災害対策編新旧対照表の１５ページの方をお開きいただきたいと思います。表の下の方でございます。左側に２－１７と書いてございます。

県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努め、当該再災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する県社協との役割分担をあらかじめ定めるよう努めることを記載いたしました。

次に、③災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備についてでございます。同じく資料1-2の50ページの方、ご覧ください。50ページ上から3段目でございます。3-26、第4と書いてあるところですね。

こちらで平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めることを記載いたしました。

なお、県では今年度、市町村や関係団体を対象とした説明会を開催したほか、モデルとなる市町や社会福祉協議会、専門職団体等で構成する検討会等を4回開催し、事業の進め方について協議を図ったところでございます。

来年度も、災害ケースマネジメントの実施体制を構築するため、研修等により、市町村等の人材育成や関係団体との平時からの連絡体制の構築、本県の実情に応じた標準的モデルの作成に取り組んでまいります。

次に⑤番、被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用についてです。修正箇所3点ございます。いずれも被災者支援業務の迅速化、効率化の取組になります。

まずは13ページをお開きください。上から3段目でございます。こちら避難行動要支援者名簿の作成等についての記載になっております。

同様にその下の段、13ページから14ページにかけて、個別避難計画の作成等について記載がございます。

さらに50ページの方、お開きください。真ん中の段になります。被災者台帳の作成というところになります。

これらについて、それぞれデジタル技術を活用するよう積極的に検討するよう記載いたしました。

なお、県では来年度、被災者台帳の機能を持つ被災者生活再建支援システムの市町村への導入を促進し、システムを活用した県市町村職員向けの住家被害認定調査の研修というのを行うことによりまして、被災市町村に応援職員を速やかに派遣する福島災害時相互応援チームの体制を強化して、被災者支援業務の迅速化、効率化につなげてまいります。

続いて修正概要の2番、令和6年度能登半島地震の課題を加えた修正についてでございます。

元日に発生した能登半島地震につきましては、その発災状況や地理的要因などにより、様々な課題が指摘されております。これらの課題を精査し、現行の県地域防災計画で不足していると思われる箇所について、今回修正箇所として記載を追記しました。

新旧対照表の12ページをお開きください。下の段でございます。

能登半島地震では、孤立集落が発生し、その解消まで相当の期間を要したことから、食糧及び生活物資の備蓄について、孤立するおそれのある集落等では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮することを記載いたしました。

また、43ページの上段、避難所の運営の項目の欄でも、孤立集落などの地域における備蓄と通信手段の確保について記載しているところがございます。

続いて修正概要の3、日本海溝千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正についてであります。こちらについては資料1-3の方で説明いたします。

まず①番、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備に関する事項についてです。資料1-3、新旧対照表の2ページをお開きください。下の段でございます。

地震防災上緊急に整備すべき施設等については、関係法を踏まえ、計画的に整備を図るとともに、施設の高台への移転の促進を図ることについて記載いたしました。

次に②番、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項についてです。

記載は23ページですが、参照する16ページの方をお開きください。下の段からでございます。

避難対象地域内の住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波対象地域や避難方法の検討、住民等の津波への備えの啓発、旅行者等の避難誘導等の体制の検討に努めることを記載いたしました。

次に、③番、後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項についてです。26ページをお開きください。下の段からになります。

北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生し、大規模地震の発生可能性が平常時よりも相対的に高まっている際に、北海道・三陸沖後発地震注意情報というのが発信されます。

この情報が発信された場合に、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、ライフラインに係る情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知をすることや、日頃からの地震への備えの再確認等の防災対応をとる旨を呼びかけることを記載いたしました。

続きまして修正概要の4番、施策の進展等を踏まえた修正についてでございます。

まず①番の指定地方公共機関の新規指定についてでございます。資料1-2、一般災害対策編の新旧対照表にお戻りいただきたいと思っております。こちらの4ページをお開きください。上から2段目真ん中でございます。

令和5年5月26日に新たに一般社団法人福島県建設業協会を指定地方公共機関として指定いたしました。それに伴いまして、処理すべき事務として、災害時における公共施設の応急対応業務への協力について記載してしたところがございます。

次に④番、災害対策基本法施行令の改正に伴う修正についてです。同じく資料1-2の43ページをお開きください。1番下の段でございます。

災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両につきましては、災害発生前でも緊急通行車両であることの確認を受けて、証明書の交付を受けることができるようになったことから、今回記載を修正いたしました。

次に⑤番、内閣府告示の改正に伴う修正についてでございます。46ページをお開きください。下の段でございます。

住宅の応急修理についてです。地震や暴風等により住宅の屋根や外壁に被害を受けて、その後降雨などにより住宅が浸水するおそれが高い場合について、ブルーシートの展開等を緊急的に措置するための支援というのが、昨年の能登半島の地震を受けて、救助の対象となったということでございます。住居の被害の拡大を防止するための緊急の修理に係る事項ということで今回記載いたしました。

そのほか、昨年の地域防災計画の修正に係る、国からの連絡事項等の反映ですとか、数値等の時点修正、文言の整理等を行ったところでございます。

最後に、福島県地域防災計画修正素案に対する県民意見公募の結果について御報告いたします。県民意見公募は、令和6年1月15日から2月14日まで実施いたしましたが、意見等はございませんでした。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい。では、ただいまの説明事項について、まず会場で御参加いただいている皆様で、御意見、御質問があれば挙手をお願いしたいと思います。

《福島河川国道事務所 前田副所長 挙手》

では、福島河川国道事務所の前田副所長お願いします。

福島河川国道事務所 前田副所長

資料1-2、1ページですけれども、中段当たりの修正後で「災害文化」を定着させるという言い方になっているんですけれども、イメージ的な話で恐縮なんですけど、防災文化という方がなじみがいいかなという感想です。

それからもう1件です。資料の42ページ、下の方で、積雪寒冷地においてはという避難生活環境に関するコメントがあるんですけど、これを積雪寒冷地に限定する趣旨というのは何かあるのでしょうか。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい、ありがとうございます。今ほど御意見、御質問ございました。この件について、災害対策課長。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい、御意見ありがとうございます。

初めに1ページの方の災害文化という表現、防災文化のほうがいいんじゃないかという御意見ございました。こちらについて、うちのほうで案をつくったときに、事前に御意見等なかったんでございますが、そういう表現も確かにあるかなと思っております。表現については検討させていただければと思います。

それから、寒冷地等の記載の所でございます。こちらについては今回の能登半島地震でもあったかと思うんですが、冬期に災害発生したときにですね、通常の避難体制とはちょっと、一回り違った対策が必要になるのかなというふうに思っております。

特に今回停電と断水というのが発生したというところで、暖房器具等についても、通常電気が必要なものについては使えないという状況をあつたと考えてございます。

そういうことで福島県については当然全ての地域が寒冷地、あと積雪の可能性もあるかなというふうに思っておりますが、なおこの記載というところを特出しするところで冬季、降雪期の対応というところを強調したいという考えで記載させていただきました。

説明以上でございます。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい。以上の説明でよろしいでしょうか。

福島河川国道事務所 前田副所長

積雪寒冷地というのはそもそもこの防災計画上の定義はあるものなのでしょうか。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい。災害対策課長。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい。定義といたしますか、こちらの記載についてはですね、日本海溝千島海溝周辺海溝型地震等をふまえて今回修正したところでございます。

こちらの日本海溝千島海溝の地震というのが、国で、今想定されている首都直下でありますとか、南海トラフ等に比べてですね、積雪寒冷地であるというところでこういう記載をしているというふうに承知しております。

議長：鈴木危機管理部政策監

よろしいですか。

福島河川国道事務所 前田副所長

避難する側の方からいったって、別に積雪寒冷地に限定しなくても、寒かったら暖房施設が必要なのかなという意見です。

積雪寒冷地域から重点的にということであればお話はわかりました。

議長：鈴木危機管理部政策監

ありがとうございます。では、今の御意見を踏まえて、あと事務局で、深めていきたいと思います。

そのほか、会場の皆さんからもしあればお願いしたいと思います。

(質問・意見なし)

では、Zoom で御参加いただいている皆様の中で御意見等あれば、リアクションボタンを押して挙手していただければと思います。

《日本放送協会福島放送局 小林コンテンツセンター長 挙手》

はい。では挙がってます、NHK福島放送局さん、よろしくお願いします。

日本放送協会福島放送局 小林コンテンツセンター長

NHK福島放送局コンテンツセンター小林と申します。

今の御説明を聞いてると積雪寒冷地と言いながら、冬季、県内で被災した場合に、例えばいわきとか雪が積もらないようなところでも十分対象なのかなとか思いまして、海沿い全部そういう形の対象になるという理解でいいんでしょうか。

議長：鈴木危機管理部政策監

今ほどの件については、災害対策課。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい。ただいま御意見いただいたとおりですね、浜通りのいわきと比較的県内で暖かいと言われる地域も含めて、積雪寒冷地というところで含まれるというふうに承知してございます。

日本放送協会福島放送局 小林コンテンツセンター長

はい、ありがとうございます。県内全域という形ですね。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい。ありがとうございます。ほかにZoomの方でいらっしゃるでしょうか。

《阿賀川河川事務所 天野所長 挙手》

はい。挙がってました。阿賀川河川事務所さん、よろしくお願いします。

阿賀川河川事務所 天野所長

阿賀川河川事務所の天野といいます。

資料1-2の42ページ、今回の能登地方の地震の関係について、今回孤立のおそれのある集落はという形で、対象を制限する形で書かれている。その孤立集落というものに関しての定義ですとか、今までどういった場所、具体的にどのあたりの地域、場所を想定して書かれているのかということについて、もし現時点で整理されていましてら御説明をお願いします。というのも、特に今回の能登地方の地震については、半島部というところで物資搬送ですとか道路網が弱かったところについて、救助等の時間あるいは災害復旧、緊急啓開作業等の進捗に関して影響を与えるというところが一つ教訓として得られているかとは思いますが、福島県に行きますと、似たような地形のところがないので、山間部ですとか少し特徴の違うところで想定しなければならないと思われるのですが、その辺りについてお聞かせいただければと思います。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい、では今ほど御質問いただいた件について、災害対策課長、お願いします。

事務局：災害対策課 工藤課長

御意見ありがとうございます。ご指摘のとおりですね、孤立するおそれのある集落というのは、道路交通というところのルートっていうのが、比較的脆弱なところ、というふうに理解しております。

具体的には、集落に行くのに道路一つしかない、代替ルートはないという地域については孤立する恐れがある集落というふうにみなしてよろしいかなと考えておりますし、実際に会津の奥会津のあたりですと、冬季に豪雪等でその道路が通行出来ないといった場合に孤立するような事例が発生する可能性があるかなというふうに認識しているところでございます。

議長：鈴木危機管理部政策監

今ほどの説明でよろしいでしょうか。

阿賀川河川事務所 天野所長

はい、ありがとうございます。

議長：鈴木危機管理部政策監

ほかに Zoom で御参加いただいている皆さんの中で御意見、御質問などあれば挙手お願

いしたいと思います。

(質問・意見なし)

はい、よろしいでしょうか。無いようですので、議事を進めさせていただきます。

それでは、福島県地域防災計画一般災害対策編及び地震津波災害対策編の見直しにつきましては、今ほど御意見、御質問などございましたけれども、その辺りについては、再度事務局の中で、それらを踏まえてですね、整理をさせていただいた上で、ほぼこういった形で防災会議に諮るということにさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしいですか。では異議なしというふうに受け止めさせていただきます。

それではですね、福島県地域防災計画一般災害対策編及び地震津波災害対策編の見直しにつきましては、そのように決定をいたします。

審議事項 イ 福島県地域防災計画（事故対策編）の見直しについて

議長：鈴木危機管理部政策監

続いてですね、審議事項のイについて、危機管理課長に説明させます。

事務局：危機管理課 大野課長

危機管理課長の大野でございます。私のほうからは、審議事項のイ、福島県地域防災計画事故対策編の見直しについて御説明いたします。

資料2-1をご覧ください。今回の修正の概要でございます。

一つ目が、昨年5月に国が修正いたしました、防災基本計画に伴う修正でございます。これは令和4年の北海道知床半島沖の観光船の沈没事故を受けて国の計画が修正されておりまして、そこで盛り込まれました、国による旅客船の総合的な安全安心対策の強化についての内容を追記するものでございます。

二つ目のその他の修正は文言等の適正化のための修正でございます。

それでは、修正内容について御説明いたします。資料2-2、新旧対照表の1ページ目をご覧ください。

担当部署の記載につきましては、令和3年度の組織改正に伴いまして、原子力災害対策担当理事が、風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事に変更されておりましたが、それが反映されておりましたので今回修正するものでございます。

次に、1ページ目下段から5ページ目までの修正内容について説明させていただきます。

こちらにつきましては全て、先ほど御説明しました国の防災基本計画の修正に伴い修正するものでございます。

それでは1ページ目下段の第2章海上災害対策計画、第1節、第1の1、海上交通の

安全のための情報の充実をご覧ください。

(2)として、東北運輸局が、重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表すること等について追記しております。

次に2ページご覧ください。上段の2、船舶の安全な運航の確保でございますが、(2)として、東北運輸局のとるべき措置をア～エの通り追記しております。

次に3ページ目中段の第2の1、防災情報通信網等の整備をご覧ください。

(2)として、東北運輸局が確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務化を行うことなどを追記しております。

次に4ページ目をご覧ください。中段の4、防災体制の強化でございますが、(2)において、福島海上保安部のとるべき措置として、地方公共団体等の業務協定等を踏まえ、連携した消火活動を行うための体制の整備に努めることなどを追記しております。

次に5ページ目をご覧ください。中段の6、危険物等の大量流出時における防除活動について、(5)として、東北運輸局のとるべき措置を追加し、船舶からの危険物等の流出による海洋汚染を防止するため、船舶の構造、設備等の技術基準の整備、見直しを随時行うことなどを追記しております。

最後に6ページ目をご覧ください。第6章、危険物等災害対策計画、第1節第2の3、(1)について下線部分の文言の適正化をしております。

事故対策編の修正については以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長：鈴木危機管理部政策監

ただいま説明のありました事項につきまして、会場の皆様で御意見、御質問などあれば挙手をお願いしたいと思います。

(質問・意見なし)

よろしいですか。ではズームで御参加の皆様の中で、御意見、御質問あれば挙手をお願いします。

はい、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(質問・意見なし)

それでは、福島県地域防災計画事故対策編の見直しにつきましては、原案のとおり、防災会議へ諮ることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。では異議なしと受け取りまして、福島県地域防災計画事故対策編の見直しにつきましては、そのように決定をいたします。

審議事項 ウ 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて

議長：鈴木危機管理部政策監

次に、審議事項のウについて、原子力安全対策課主幹に説明させます。

事務局：原子力安全対策課 加藤主幹

原子力安全対策課の加藤でございます。私の方から、審議事項のウ、福島県地域防災計画原子力災害対策編の見直しについて御説明いたします。

資料の3-1をご覧ください。今回の修正の概要でございますが、大きく3点ございまして、まず1点目でございますが、令和4年度の修正に対する関係省庁からの連絡事項による修正、2点目としまして、県の地域防災計画、一般災害対策編の修正を反映させるもの、3点目といたしまして、その他文言の修正等を行うものでございます。

まず、関係省庁からの連絡事項を反映させるものでございますが、資料3-2、18ページの方をご覧くださいいただければと思います。

こちら、文部科学省より最新の学校基本調査で、本県に義務教育学校が設置されていることから、学校施設等のところに、義務教育学校を追記するものでございます。

続きまして、原子力規制庁から、原子力災害対策指針の改正により、防災業務関係者の規定が明確化されましたので、これを修正するものでございますが、こちらは、資料の23ページをご覧くださいと思いますが、これまで防災業務関係者となっていたものに対して、緊急事態応急対策に従事する者というふうに修正をしておるところでございます。

さらに、資料の65ページをご覧くださいんですが、新たに国立大学法人福井大学が、高度被ばく医療支援センターに指定をされたことから、こちらの大学を追記するものでございます。

次に、県の地域防災計画の修正を反映させるものでございますが、こちらは資料の34ページをご覧くださいと思いますが、資料の中段、災害対策本部事務局の各機能班の事務分掌毎に、新たな業務等について、追記をさせていただいたものでございます。

そのほか、文言の修正ですとか、見出し記号の修正等を行っているところでございます。

説明の方は以上でございます。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい。では、ただいま説明のありました事項につきまして、会場の皆様の中で御意見、御質問があれば、挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。では、Zoomで御参加の皆様の中で、御質問、御意見があれば挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

はい。よろしいでしょうか。それではですね、福島県地域防災計画の原子力災害対策編、見直しにつきましては、原案のとおり、防災会議に諮ることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。異議なしということですので、福島県地域防災計画原子力災害対策編の見直しにつきましては、そのように決定をいたします。

報告事項 ア 福島県防災会議条例の改正について

議長：鈴木危機管理部政策監

次に、(2) 報告事項に入ります。報告事項のアについて、災害対策課長に報告させます。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい、災害対策課長でございます。私の方から報告事項ア、防災会議条例の改正について御説明をいたします。

資料4、福島県防災会議条例新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となっております。

福島県防災会議条例では、防災会議の設置目的や委員の定数などを規定しておりますが、昨年12月の県議会において、委員の定数を増員する改正を行いました。

改正の内容ですが、改正前の条例では、第2条第1項第1号から第4号のとおり、委員の職種や組織の部分ごとに定数を定めていたものを改めまして、改正後の第2条第1項のとおり、区分によらず総数で定めることとした上で、条例で定める委員の定数について、22人に増やして、33人から55人以内としたほか、文言を一部修正したものでございます。

この改正により、防災会議の委員の最大数については、会長である知事と、国の機関など法律で定める委員の20人と今回55人以内としたものを合計して、76人という形になります。

改正の理由は、災害時における性別の違いや要配慮者に配慮した避難場の運営、物資の備蓄など、防災に関する様々な課題に対応するために、女性を始めより多様な視点から幅広く意見を集約し、本県の防災対策をさらに推進していく必要があるためです。

今後、防災会議委員の新しい任期が今年の4月からまた2年間始まるのに向けまして、増員する委員の選任を進めてまいります。

説明は以上となります。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい。では、ただいま説明がありました事項について、会場の皆様で御意見、御質問

があれば挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。では Zoom で御参加の皆様の中で、御意見、御質問があればお願いします。

(質問・意見なし)

では、無いようですので議事を先に進めさせていただきます。

報告事項 イ 福島県防災基本条例の制定について

議長：鈴木危機管理部政策監

報告事項のイについて災害対策課長に報告をさせます。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい。それでは、報告事項のイ、福島県防災基本条例の制定について御説明いたします。

資料 5、福島県防災基本条例（仮称）の制定概要（案）をご覧ください。

本県では東日本大震災以降、令和元年東日本台風や、令和 3 年、4 年の福島県沖地震など、立て続けに大規模な災害に見舞われておりまして、今後も巨大地震や大雨などの災害の発生というのが想定されるところでございます。

これらの災害からの経験や教訓を、次の世代に継承しながら、今後の大規模災害に備えるために新たな条例を制定することとし、昨年 1 2 月の県議会で、知事が答弁を行ったところでございます。

条例の制定に当たりましては、学識経験者や防災の専門家等で構成する検討委員会を設けまして、検討を進めるとともに、県防災会議委員の意見も伺いながら、条例の具体的な内容を固めていき、令和 7 年 2 月の県議会で条例案を上程することを想定しております。

制定までのスケジュールとしましては、来月、第 1 回目の検討委員会を立ち上げ開催しまして、新年度は 3 回程度委員会を開催して、条例案の文言を固めまして、秋ごろに県防災会議の中で、案文の審議をいただきたいというふうに考えております。

今後の大規模災害に備えて、県民や事業者等の役割、取り組むべき事項を明確にして、防災意識を強化し、自助、共助、公助を担う様々な主体が協働した、災害に強い県づくりを実現させるため、新たな条例を制定するものであります。

皆様のご御理解と御協力をよろしくお願いしたいと考えております。説明は以上となります。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい。では、ただいまの説明について、まず会場の皆さんで御意見御質問があれば、

挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

はい。よろしいでしょうか。では Zoom で御参加の皆様で、御意見御質問があれば、お願いします。

《日本放送協会福島放送局 小林コンテンツセンター長 挙手》

はい。ではNHK福島放送局さん、よろしくをお願いします。

日本放送協会福島放送局 小林コンテンツセンター長

御説明ありがとうございました。補足なんですけれども、民間のボランティア、災害支援NPO等というふうになってるんですが、共助の部分でいきますと、まちづくりとか住民同士のつながりとかですね、そういったまちづくりとかコミュニティづくりというところも、かなり共助に関係してくるものでございますので、そういった意味では民間ボランティア、災害支援NPOというのは、多分その場所の方からちょっと離れた方、外から来ていろいろ指導される方だと思いますので、そういった意味で災害に強い地域、街っていうことになりますと、やはり住民の皆さん同士のつながりとか、コミュニティとかそういったものをしっかりしていないと、十分に機能しないというふうにも言われておりますので、そういった観点もぜひ連携いただければなという、お願いでございます。以上です。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい、ありがとうございます。今ほどの御意見について、災害対策課長、お願いします。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい。御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、共助を進めるのに地域の力というのは欠かせないというふうに考えております。

資料の検討委員会の委員の想定のところにも記載してございますが、自主防災組織など地域で活動している方を、この検討会議、委員会のメンバーとして選任したいということで準備を進めているところでございますので、引き続きよろしくお願いたします。

議長：鈴木危機管理部政策監

この件については、今の説明でよろしいでしょうか。

日本放送協会福島放送局 小林コンテンツセンター長

わかりました。自主防災の方が非常にまちづくり、つながりづくりを苦勞されてるケ

ースが見受けられますので、こういった皆さんの声もぜひ取り入れていただければなというふうに思い発言いたしました。ありがとうございます。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい、ありがとうございました。そのほかに御意見、御質問ある方、挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

では、無いようですので、議事を進めさせていただきます。

報告事項 ウ 令和6年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応について

議長：鈴木危機管理部政策監

では、報告事項のウになります。災害対策課長、お願いします。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい。それでは続きまして、報告事項のウ、令和6年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応について御説明をいたします。資料6の方をご覧ください。

元日に発生しました能登半島地震では、様々な課題等が指摘されているところでございます。現在もまだまだ対応中の災害ではございますが、現時点において、主な課題について整理した上で、各課題に対する、現在の県地域防災計画における対応状況について表としてまとめたものになります。

大きく課題を分類しまして、初動対応、避難者対策、二次避難、生活再建、孤立集落、氏名公表についての課題を整理いたしました。主なものについて御説明をいたします。

まず、1ページ目、初動対応の部分の2番目、災害経験不足による初動対応の遅延と3番目、電話の不通や道路の寸断による情報収集の難航についてでございます。

県の地域防災計画では、必要な防災教育を実施することによりまして、災害対応に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げることとしております。

また、情報収集で市町村が報告できなくなったときについては、被災地へ職員を派遣したり、ヘリコプター等の機材を活用し、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行うということにしております。

これにつきましては、県で現在開発していきまして、新年度から運用を開始します、総合防災情報システムというのがあるんですが、こちらを活用して被害情報ですとか、避難情報の収集発信を速やかに行うほか、システムの運用習熟を図る図上訓練というのを、市町村や関係機関と合同で行うことによって、初動対応のさらなる強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして2ページ目です。避難者対策の部分ですね。こちら9番です。避難所の長期化への対応についてです。

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況や、簡易ベッド等の活用状況等、健康状態や衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるということにしております。

一般の能登半島地震におきましても、本県、各県の保健師等が避難所の健康支援業務ということで従事して、応援に当たってるというところがございます。

続きまして4ページ目です。避難者対策の部分の19番でございます。観光客、帰省者対策についてでございます。これは孤立集落の課題とも重複している部分かなと思います。

審議事項のAの中で御説明したとおり、食料や生活物資の備蓄について、孤立するおそれのある集落等では十分な備蓄量の確保について配慮するというのを、今回の改正で新たに記載することといたしました。

続いて5ページ目でございます。二次避難の部分の24番でございます。避難者への情報提供についてです。

広域避難の際には、同一市町村、同一の地域コミュニティ単位で避難所に入居できるよう、住民に対して避難先の割当てを周知するという事としております。

続いて6ページ目、生活再建の27番目、お聞きいただきたいと思います。罹災証明書発行遅延による、生活再建の遅れについてです。

発災後に、住家被害の調査判定を早期に実施できるよう努めるものとするというふうにしております。

今回の能登半島地震においては、本県が富山県氷見市の対口支援団体となったことから、約1か月間にわたって延べ241人の県職員、市町村職員を福島災害時相互応援チームとして氷見市へ派遣しまして、家屋被害調査の支援というのを行ったところであります。

今後も、デジタル化や研修等通じて、調査体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

同じく30番、仮設住宅入居者への訪問、見守り体制についてです。

今年度の国の防災基本計画の修正に伴い、災害ケースマネジメントの実施等によりという文言を追加しております。見守り相談の機会や被災者台帳等を活用した、きめ細かな支援を行うこととしております。

続いて同じページ、一番下32番でございます。孤立集落の課題、十分な備蓄物資の確保についてでございます。

避難所における環境の整備として、19番で説明したものと同様、孤立するおそれのある集落等について、十分な備蓄量の確保等について配慮することを記載しております。

最後に8ページ目、氏名公表の部分です。37番になります。

本県においても石川県と同様、死者の方の氏名公表については、家族等の同意を得て

公表するというふうな対応方針によって、氏名公表を行っているところでございます。

一方で、安否不明者については、家族の同意がなくても公表するというのを、昨年の6月に改正しているところでございまして、大規模災害時、このような体制で氏名公表を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、主なものについてのみの御説明になりますが、大規模災害時の対応につきましては、地域防災計画の記載のみならず、今後も市町村や関係する皆様方と連携して、訓練等を通して、さらなる防災体制の充実を図っていきたいと考えておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。説明以上となります。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい。ただいまの説明について、まず会場の皆様の方で御意見、御質問があれば挙手をお願いします。

《福島河川国道事務所 前田副所長 挙手》

では、前田副所長をお願いします。

福島河川国道事務所 前田副所長

6番の被災地へのアクセス手段の確保についてなんですけど、《》の部分がないということは今回修正はなかったということだと思うんですけども、建設業協会さんが、指定地方公共機関になったということもございまして、今回の能登半島地震でも、やっぱり道路の啓開作業には能登の建設業団体がかかなり先頭を切って活動され、対応されていたということもありますんで、その辺を少し明確にしたほうがいいんじゃないかという意見です。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい、ありがとうございます。では今ほどの御意見に関して、災害対策課長。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい、御意見ありがとうございました。

まとめの中には記載してございませんが、御指摘のとおり建設業協会、指定地方公共機関として指定してございまして、こちらの役割分担というのを記載した改正を今回提示しているところでございます。

また建設業協会さんにつきましては、県との協定を結んでございまして、こういう道路啓開についての、応援をいただくということで進めたものと承知しておりますので、地域防災計画とこの協定というのを活用して、被災地のアクセス手段の確保というのを図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい、以上でよろしいでしょうか。

福島河川国道事務所 前田副所長

ありがとうございます。

議長：鈴木危機管理部政策監

ほかに会場の皆さんで御質問、御意見があれば、お願いしたいんですけども。

(質問・意見なし)

よろしいですか。では Zoom で御参加の皆様の中で、御意見、御質問あれば挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

はい。ありがとうございます。では、御質問、御意見無いようですので、議事を進めさせていただきます。

報告事項 エ 市町村地域防災計画の修正状況について

議長：鈴木危機管理部政策監

では報告事項のエになります。続いて、災害対策課長、お願いします。

事務局：災害対策課 工藤課長

はい。それでは報告事項のエ、市町村地域防災計画の修正について御説明をいたします。資料7番、ご覧ください。

市町村地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法第42条の規定により、市町村防災会議から知事へ報告し、知事は県防災会議の意見を聞くこととされておりますが、福島県防災会議運営規程第4条第1項第3号の規定により、会長である知事の専決事項として処理しております。同条第2項の規定により、防災会議による報告事項とされておりますので、こちらも次回防災会議に提出する報告事項ということで報告させていただきます。

令和5年3月に開催した前回の福島県防災会議では、令和5年1月31日までに、市町村の地域防災計画の修正について、専決を行った状況を報告いたしました。

それ以降、今年の1月31日までに専決を行った、市町村の地域防災計画については、上から双葉町、伊達市等、延べ17の市町村でございます。

各市町村とも、県地域防災計画の修正についての反映ですとか、地震津波被害想定調査、こちら令和4年度に県が調査して発表したものの結果の反映など、各市町村の防災対策の推進における必要事項について修正を行ったものでございます。

説明は以上となります。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい、ただ今の説明について、会場の皆さんで御質問、御意見があれば挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

それでは、Zoomで御参加の皆様の中で御意見、御質問あればお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいですか。それでは、御意見、御質問ないようですので、議事を先に進めさせていただきます。

報告事項 オ 福島県水防計画 修正概要について

議長：鈴木危機管理部政策監

続いて報告事項のオになります。最後になりますけども、河川整備課長より、ご報告をお願いします。

事務局：河川整備課 伏見主幹

はい、河川整備課主幹の伏見と申します。私の方から、福島県水防計画の修正概要について御説明させていただきます。資料は8-1、お願いいたします。

まず修正概要2点ございます。一つ目です。重要水防区域の箇所数の変更でございます。

これは、河川における減ということで、変更前が273河川、519箇所が変更後として、224河川、381箇所にしております。

理由といたしましては、河道掘削、河川の中の土砂を提供するという河道掘削等の事業進捗に伴う重要水防区域からの除外をしております。

二つ目として、水位周知河川の変更です。これは指定河川の増で、変更前が44河川、これを変更後57河川にしてございます。理由は、新たに指定したことによります。

続いて、そのほかの改正事項について、資料8-2で御説明いたします。

先ほどの資料8-1で説明したほか、ここに記載のとおり、時点修正などを行っております。説明以上となります。

議長：鈴木危機管理部政策監

はい。ただいま説明のありました事項について、まず会場で御参加いただいている皆様で御意見、御質問があれば、挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。では、Zoomで御参加いただいている皆様で、御意見、御質問

があれば挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

閉会

議長：鈴木危機管理部政策監

では、御意見御質問がないようですので、これで本日予定していた、審議事項、報告事項は以上でありますけれども、この会議全体を通してご質問、御意見ある方について、まず会場で御参加いただいている皆様で何かあれば、挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。Zoom で御参加の皆様方で、もしあれば挙手をお願いしたいと思っておりますけれども。

(質問・意見なし)

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、議事を終了いたしました。これをもちまして、議長の職を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局：災害対策課 壁谷主任主査

本日の会議は以上をもって終了とさせていただきます。なお、防災会議につきましては、3月21日木曜日に開催する予定です。皆様にはお忙しい中御出席いただきありがとうございました。

(14:27終了)